

昭和
40年

理学療法士及び作業療法士法にて、「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、**医師の指示の下**に、理学療法を行うことを業とする者をいう。（理学療法士及び作業療法士法 第2条3）

平成
25年

理学療法士が、介護予防事業において、身体に障害のない者に対して、転倒予防の指導等の診療の補助に該当しない範囲の業務を行う時には、**医師の指示は不要**である。（理学療法士の名称の使用等について(通知).医政医発1127第3号.平成25年11月27日）

平成
27年

地域リハビリテーション活動支援事業は、**一般介護予防事業**メニューの1つ。地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション等の関与を促進する。

ただし、地域リハビリテーション活動支援事業は、高齢者本人へのリハビリテーションの提供を主たる目的とする**保険給付とは異なり**、①住民主体の介護予防活動への技術的支援、②介護職員等への技術支援、③地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援など、高齢者を取り巻く環境へのリハビリテーション専門職等による関与を促進するものであり、**高齢者本人へのリハビリテーションを提供するものではない**。

したがって、**介護サービス事業所に対して関与することも可能**であり、例えば、介護サービス事業所に従事する介護職員等への技術的支援も想定される。

通所や訪問にリハビリテーション専門職等が定期的に関与することにより、①日常生活に支障のある生活行為を改善するための効果的な**運動プログラムの立案**、②**介護職等への助言**、等を実施し、通所や訪問における**自立支援**に資する取り組みを促すことができる。

（「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A.9月30日版）

* 鳥羽市地域リハビリテーション活動支援事業では、“理学療法士”により、次の3つの取り組みを実施してきます。

- 
- ① サロン活動等、65歳以上の鳥羽市民が所属している団体に対し、介護予防の運動への助言・指導
 - ② 通所型/訪問型サービス事業所スタッフに対する運動プログラム・自立支援への助言・相談の受付
 - ③ 自立支援型 地域ケア会議へ助言者として参加

① サロン活動等、65歳以上の鳥羽市民が所属している団体に対し、介護予防の運動への助言・指導

鳥羽市内で実施されているサロン活動等に対し、理学療法士が訪問することで、介護予防の意識・効果を高め、高齢者の社会参加・活動が出来る支えの場づくりに努めていきます。また、自立支援を促しやすい受け皿としての役割も意識していければと思います。

対象：**65歳以上の鳥羽市民が所属している団体**（1団体につき、最大 年 3 回 程度までの派遣を想定）

*注）活動拠点が鳥羽市にあることが必要、営利を目的とする団体・政治又は宗教に関する団体等には派遣できません。

これまでの活動例

*平成30年度は、この他にも積極的に訪問していく予定です。

池上いきいきサロン（女性）、河内清流会、美台いきいきサロン、坂手スポーツ同好会、桃華サロン
松尾寿老人クラブ、岩倉老人クラブ などへ 体力測定・運動指導（とばらんす運動）の実施した。



② 通所型/訪問型サービス事業所スタッフに対する運動プログラム・自立支援への助言・相談の受付

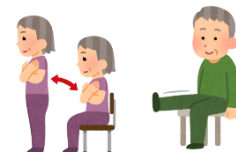
通所型/訪問型サービス事業所に対して、介護予防・自立支援の観点を取り入れていただくため、理学療法士の派遣を行います。あくまで、事業所スタッフに対する支援が主であり、利用者個人に対するリハビリテーション介入は実施できません。

対象：**通所型/訪問型サービスを提供している事業所**（派遣を希望する事業所は、1事業所につき、最大 年 3 回 程度までの派遣を想定）

★**派遣を希望する際は**、「依頼書・報告書」を ひだまり までご提出ください。 *注）相談のみは、随時 ひだまりにて受付可能。

これまでの活動例

通所型サービスA（半日デイ）を提供する際、「はごろもデイサービスセンター」へ 訪問し、事業所スタッフに対して、体力測定の方法、運動（とばらんす運動）の方法を指導した。



③ 自立支援型 地域ケア会議へ助言者として参加

リハビリテーション職種として参加することで、①日常生活に支障のある生活行為の要因、②疾患の特徴を踏まえた生活行為の改善見直し、③要支援者等の有する能力を最大限に引き出すための方法を一緒に考えていきます。

